

住民税・所得税申告相談の予約を受け付けています

今回から事前予約制のため、あらかじめ申告日・時間帯の予約が必要です。ご希望の日時・会場が選べますので、希望する申告相談日の前日17:00までに予約してください。

市役所・各地域センターの申告相談

会場	申告相談日 (土日祝日を除く)	時間	予約開始日
常陸大宮市役所	2月15日(木)～3月15日(金)	9:00～17:00	2月の申告相談の予約 受付中
山方地域センター	2月16日(金)～3月7日(木)	9:00～16:30	
美和地域センター	2月16日(金)～3月4日(月)	9:00～16:30	3月の申告相談の予約 2月1日(木)9:00～
緒川地域センター			
御前山地域センター			

休日申告相談

全会場 3月3日(日) 9:00～15:30 ※給与所得者のみ
 ※ほかにも太田税務署で、休日の申告相談(令和6年2月25日)を予定しています。
 ※太田税務署での申告には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

予約方法 ※希望する申告相談日の前日17:00まで

- ・Web 詳細は市ホームページをご覧ください。
- ・電話 申告相談予約コールセンター
☎0295-52-4919(平日9:00～17:00)



市ホームページ

※市役所本庁・各支所の税務窓口では予約と申告相談はできませんのでご注意ください。

申告に必要な主な書類

すべての申告共通	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードや通知カードなど) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ・税務署からの案内ハガキ(確定申告のお知らせ) ・口座番号(本人名義)がわかるもの
給与所得・年金所得がある方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年分源泉徴収票
事業所得者 (農業・営業・不動産所得がある方)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支内訳書、帳簿など事業の収入と支出がわかるもの ※あらかじめ収入と支出を費目ごとに集計してください。
雑所得がある方 (シルバー・個人年金・報酬など)	<ul style="list-style-type: none"> ・配分金支払証明書、支払証明書、支払調書など
一時所得がある方 (生命保険の満期保険金など)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社からの支払明細書、支払調書など
保険料控除を受ける方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年中に支払った保険料などの証明書や領収書 (国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など)
医療費控除を受ける方	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の明細書、医療費のお知らせ ※事前に医療費を計算してください。

※収支内訳書、医療費控除の明細書は、事前に作成するようお願いします。会場が混み合うため職員は集計作業を代行しません。作成されていない場合、作成後改めて申告に来てもらう場合があります。

スマートフォン・パソコンで申告【e-Tax】

確定申告は、ご自宅などから行えるe-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードと読取対応のスマホがあれば、申告相談会場に出向かずに、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して確定申告ができます。会場の混雑防止のため、e-Taxの積極的な利用にご協力をお願いします。



よくあるお問い合わせ

- Q 申告相談は予約をしないと受けられないのですか？また、当日の整理券の配付はありますか？
A 予約のみのご案内となります。当日の整理券は配付しません。申告希望日の前日17時までに予約してください。希望日が満席になることも想定されますので、早めのご予約をお願いします。
- Q 年金収入額が400万円以下で、年金収入以外の所得が20万円以下の人は申告相談が不要ですか？
A 所得税の納税義務がないため確定申告の義務はありませんが、医療費控除や生命保険料控除等を申告することで、所得税の還付を受けられたり、住民税の税額を少なくすることができます。医療費控除等の追加を希望する方は予約のうえ申告してください。
- Q 同じ世帯(家族)で同時に申告相談を受けることは可能ですか？
A システムの仕様上、同世帯の方が同時に受けることは出来ません。複数人分の申告相談を希望する場合は、連続する時間帯で人数分の予約をお願いします。
【例】夫と妻の二人分を9時から予約する場合「9:00～9:30」「9:30～10:00」の連続する2枠分を予約してください。

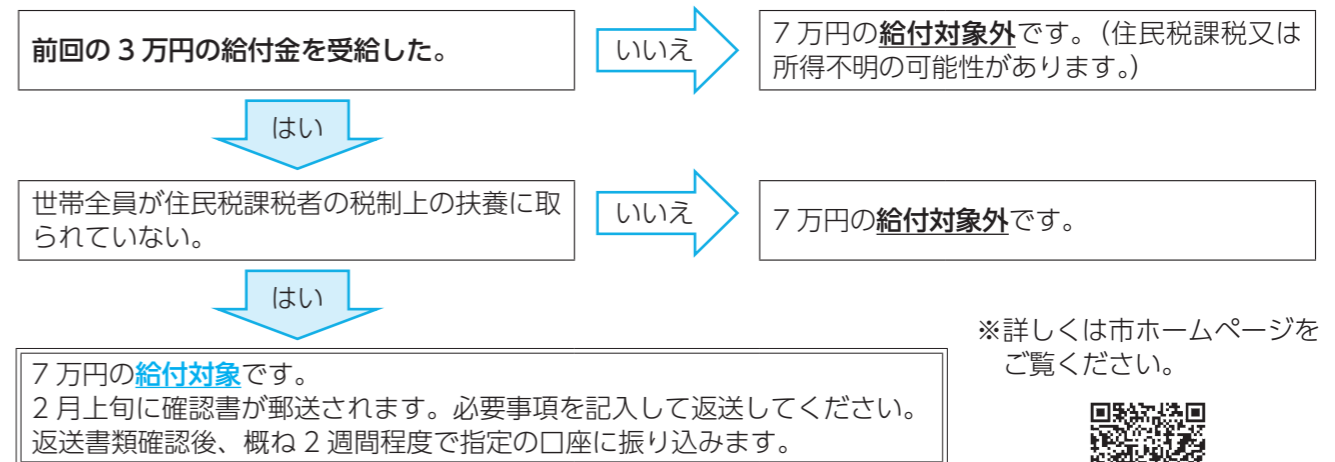
※申告相談期間中は、担当職員の多くが会場に詰めることになるため、税務徴収課への電話はつながりにくくなります。ご理解・ご協力をお願いします。

問 税務徴収課 市民税G ☎52-1111 内線232

電力・ガス・食料品等価格高騰重点追加支援給付金7万円を支給します

令和5年度に3万円の給付金を受け取った世帯に対し、物価高騰対策のため、追加の給付金を支給します。

＜前提条件＞
令和5年12月1日時点で常陸大宮市に住み票があり、令和5年度の住民税均等割が非課税である。
(3万円の給付金を受給しても、7万円の給付金の対象外となる場合があります。)



7万円の給付対象です。
2月上旬に確認書が郵送されます。必要事項を記入して返送してください。
返送書類確認後、概ね2週間程度で指定の口座に振り込みます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問 給付金対策室(社会福祉課) ☎55-9300